

○盛岡・紫波地区環境施設組合清掃事業所条例

平成4年4月1日条例第4号

改正 平成8年10月2日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、盛岡・紫波地区環境施設組合同規約（昭和43年岩手県指令地第1083号）第3条第1項に規定する事務を共同で処理するため、清掃事業所の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 盛岡・紫波地区環境施設組合に清掃事業所を次のとおり設置する。

- (1) 名 称 盛岡・紫波地区環境施設組合清掃事業所
- (2) 位 置 紫波郡矢巾町大字西徳田第12地割168番地2
- (3) 施設名

名 称	位 置
清掃センター	紫波郡矢巾町大字西徳田第12地割168番地2
一般廃棄物最終処分場	紫波郡矢巾町大字東徳田第14地割39番地3

(規則への委任)

第3条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成8年10月2日条例第3号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。